



愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成25年10月15日火曜日 第2513号外2

◇ 目 次 ◇
規 則

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則.....（子育て支援課）..... 1

規 則

○愛媛県規則第44号

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年10月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則（昭和28年愛媛県規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>別表（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>愛媛県公立大学法人評価委員会臨時委員</p> <p>愛媛県子ども・子育て会議委員</p> <p>省略</p> </div> | <p>別表（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>愛媛県公立大学法人評価委員会臨時委員</p> <p>省略</p> </div> |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。